

国立市議会議員＊一人会派《こぶしの木》

# 上村和子 市議会レポート

こぶしの木 No.50

発行：上村和子事務所 〒186-0002 東京都国立市東3-11-12 ハロ一国立103  
tel & fax：042-580-2780 e-mail：kobusinoki.uemura@nifty.com  
ホームページ：http://homepage2.nifty.com/uemura\_kazuko/



12月2日から12月議会が始まります。是非傍聴にいらしてください。

## 住基ネット接続に反対、住民投票に賛成

### 憲法に掲げる地方自治の本旨を大切にしよう！

私たちは、地方自治法の規定により、地方公共団体の長に対し、条例の制定や改廃を請求することができます。その際、有権者総数の50分の1以上の署名が必要です。

現在、市内で「住基ネット」の接続に賛成か反対かを問う住民投票を実施する条例の制定」を求める署名活動が行われています。

私もこの活動に賛同し参加しています。

佐藤市長は、住基ネット接続を主張して選挙で当選したと、議員の過半数が接続を支持していることを根拠に、接続準備に入っています。準備が終れば自動的に接続されます。

私は、その前に、住民一人一人に関わる重要な問題として、住民投票

で意向を問うことに賛成です。

#### ■住民投票条例案の要点

住民投票に関する条例案は次のようなものです。

- ・ 住基ネット接続に賛成は○、反対は×の投票をおこなう。
- ・ 投票資格者は国立市に3ヶ月以上住民票のある満18歳以上の外国籍も含む住民。
- ・ 有効投票の内、過半数をとった方を結論とする。
- ・ その結果を市長と議会は尊重しなければならない。

#### ■直接請求はこのように

この住民投票条例案を成立させるためには、まず、この案に賛同する市内有権者の50分の1(約1200人)以上の署名を11月の1ヶ月間で集めなければなりません。集めた署名は12月初めに市長に提出します。これを受けて、市長はすみやかに議会に提案し(1月末)、議会は審議の上採決します。

賛成多数で可決されればこの住民投票条例案は成立し、その後、住民投票が行われます。

#### ■地方自治の本旨を大切に

日本国憲法は中央集権化が取り返

しのつかない戦争を招いたことへの反省として、第八章に地方自治を掲げています。

憲法にある「地方自治の本旨」とは、国立で言えば、国立市役所の事務をしっかりおこなうしくみを、住民から直接選挙で選ばれた首長と議

### やがては、個人情報(納税額、預金高、病歴等)が国に一元管理される

#### 流出の恐れは？ 悪用の恐れは？

住基ネットに接続すると、市民の基本的な情報(氏名・生年月日・性別・住所、ID桁の住民票コード及びこれらの変更情報)が国により一元管理されるようになります。

しかし、住基ネットはこの範囲にとどまるものではありません。政府は住基ネットのシステムを利用して、税と社会保障の一体化をはかるために、「共通番号制」と称する、納税、介護保険、国民健康保険、金融機関、病院などのネットワーク化を図ろうとしています。

つまり、住基ネットは、国家が全ての国民の様々な個人情報を抱え込むことへの入口なのです。

利便性など「良いことばかり」が宣伝されていますが、私たち一人一人の守られるべきいくつもの大切な個人情報が一元管理されることは実は恐ろしいことです。

サイバートロのニュースも数々報じられています。私たちは私たちの知らないところで自分の個人情報

会が、常に住民の意向を確認しながらつくるという、住民自らが決定していく住民自治を意味すると私は考えます。

その意味で、まちの重要な政策に関わる問題を住民投票で直接問うことは大切であると考えます。

#### 住基ネット 反対の理由

見られ、盗まれるという二重の危険性を負うことになり、その危険性は、生存権にかかわると私は考えます。

住民基本台帳はその原点通りに、住民に一番近い市町村自治体の固有の事務として、住民が直接関わることのできる範囲で、個々の自治体ごとの責務において分散管理されることが一番安全で一番良いことだと私は考えます。

これが住基ネットの接続に反対する理由です。

#### ご案内

### ◆住民投票条例案について考える◆

併せて住基ネットや共通番号制について一緒に考えましょう。

11月23日(水) 夜7時～9時  
場所：富士見台1丁目集会所  
主催：国立のまちの問題を考える会

災害危機、貧困、格差、高齢化の今こそ

# 国立市に「女性室」をつくろう！

## 大きな災害は女性により深刻な被害を及ぼします

9月議会での一般質問で私は、「災害時における女性に対する支援のあり方」について質問し、「今こそ、恒常的な女性支援のためのセンターをつくるべきである」と提案しました。

### 恒常的な女性センターの設置を要求

私の提案に対し佐藤市長は、「古くは国際婦人年というのがあり、婦人解放問題が非常ににぎやかで、公民館や政策室には担当主管が一人配置され、盛んに女性のあり方について検討された。女性問題は今ソーシャルインクルージョンと同化して、新たにリストアップしなくてもいいというようなことがあったのではないかな」と答えました。

これは前議会でも、『しょうがいしゃが当たり前に暮らすまち宣言』について市長が、「これからはもはや『しょうがいしゃも』でいいのではないか。特化しなくてもいいのではないか」と発言したことに同じです。ソーシャルインクルージョンとは社会的弱者の人権に配慮することによって成り立ちます。深刻化する社会状況の中で女性問

題こそあらゆる差別の根幹にあると考えます。

### 女性支援の視点に欠ける市防災計画

私は2005年から幾度となく、総合防災計画は災害弱者に対する支援を中心にすえ、その災害弱者には女性が含まれることを認識して策定すべきと提言してきました。

しかし、現在の国立市の総合防災計画には、防災計画や避難所運営等の意志決定の場に必ず女性を配置し、その意見を反映するというビジョンが見当たりません。

その原因として、そもそも市役所に女性問題に特化して取り組む組織がないことがあると私は考えます。

### 女性問題担当者が超多忙な国立市の現状

国立市に女性室はありません。こども家庭部にひとり親自立支援相談と婦人相談を兼務する係長が1名、嘱託の母子相談員が1名と、市民協働課に男女平等推進とコミュニケーション施設と国際化施策を掛け持つ職員が1名いるだけです。

こども家庭部の方は、増え続ける相談と仕事量に支援する側がつかぬかねない状況にあり、市民協働課の方も1名では到底抱えきれない量の業務をかかえています。

これでは、国や都から重要な指針や研修会や補助金の情報も対応できません。まして積極的かつ具体的な施策の推進は望める状況ではありません。

早急に人を増やし、分散しているものをまとめ、「国立市女性センター」か「国立市男女平等センター」として立ち上げるべきです。

貧困・格差・高齢化・災害危機に見舞われている今だからこそ、いざというときの灯台となる女性室を国立に作ってほしい、せめて単独係から始めるべきだと提案しました。

### 非常時のしわ寄せはいつも女性にきてしまう

阪神淡路大震災では、6434名の死者の内、女性の死者は男性より1000名も多く、その中でも高齢女性の死亡が飛び抜けて多かった。



▲一人暮らしの女性の話聞く(私の事務所にて)

です。

この事実は大きな衝撃でした。

### 避難所・仮設住宅の問題

非常時にはしわ寄せが結果的に女性にきてしまうことが明らかになっています。

▼避難所では……女性・ベビー用品がない／さこ寝は怖い／避難所が大きな「家」となってしまう、女性はケアする存在であり、ケアされる対象とされない……

▼仮設住宅入居後は……男性でアルコール依存や閉じこもりなどに陥る人が増え、その延長にDVや離婚自殺などの深刻な問題が起きている……

▼企業はパートや派遣から切るの女性から失業する——災害発生以降、最初に職を失ったのは、神戸では10万人の派遣労働の女性たちだったと聞きました。

災害の状況が大きければ大きいほど行政の目や手は行き届かず、自ずと避難所の運営は自治会や消防団などによる自主運営となります。自治会長の多くは男性です。女性の意見は反映されにくくなります。

### 四小避難所マニュアルでは一定の配慮

四小の避難所運営マニュアルでは、プライバシーの確保として男女別更衣室や授乳室の設置、間仕切り板の使用、スロープ入口周辺はしょうがい者の居住区とする等、要配慮者にきめ細かく配慮されています。

しかし、市の防災計画全般に災害時における女性支援の指針が明確に示されない限り、実際には避難所まかせになり、避難所間の格差が生じるおそれがあります。

### いざというときには、いつもやっていることが通用しない

災害が起きていないときから女性問題に対する支援・相談の体制作りが必要です。

「いざというときにはいつもやっていることしか通用しないのです」震災後に積極的に相談・支援に取り組んだ「ウイメンズネット・こうべ」代表の正井礼子さんの言葉です。日常的に女性問題に対する支援の仕組みが当たり前に整っていてこそ非常時に活かすことができるのです。私は今後も引き続き、この問題を取り上げ続けていきます。



# 兵庫、大分の取り組みに学ぶ

## 兵庫県・女性センター

### 地震発生6日後に再開

兵庫県立男女共同参画センター（震災時の名称は「女性センター」）は、所長の清原桂子さんの英断により、地震発生後わずか6日で業務を再開しました。

再開した途端、多くの女性たちから相談が押し寄せ、職員は非常に驚いたそうです。センターは1月、2月末までは24時間体制で相談に応じ、2月だけでも2千件の相談があつたとのこと。

現在、内閣府の男女共同参画推進連携会議議員でもある清原桂子さんは、「東日本大震災復興へ、女性の視点と力を」と題する提言の中で、「復興計画策定や仮設住宅運営など意思決定の場に必ず女性を」、「復興の担い手としての女性たちの活躍支援を」と提言されています。

### 大分県 先駆的なリーフレットを発行

大分県では、「災害の被害を受けやすい女性」という観点からまとめた『女性の視点からの防災対策のススメ』というリーフレットを発行しています。

例えば、「仮設トイレの設置に当っ



大分県生活環境部県民生活・男女共同参画課発行のリーフレット

ては、特に女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路を確保しましょう」とか「女性や子どもへの暴力を防止し、女性や子どものための相談窓口を設置しましょう」と書かれています。

共同作業の項目では、「過去の災害発生時の経験では、不慣れた生活環境の下での家事や育児などの家庭的責任に対する負担が、女性に集中」したことを指摘し、食事の準備や片づけ、物資の配布、共有スペースやトイレの掃除、ゴミの処理等、共同して作業するよう提言しています。

また、「避難所運営には、男性と女性の責任者を配置しましょう」、「生活者の視点に立ったニーズが把握できるような女性の意見を積極的に聞きましょう」と、「男女のニーズの違いに的確な対応」を求めています。

女性の視点で見るということは、女性だけでなく、子どもや高齢者、しよがい者にとつて何が必要かを見ることにもなります。「女性の視点とは弱者の視点」なのです。

### 決算委員会から

#### 下水道事業特別会計予算・決算に反対し続ける理由

議員になつて12年間、私は、下水道事業特別会計の予算・決算に反対し続けています。その理由は次のようなものです。

#### 市の借金の約半分は下水道債

国立市の現在の総借金は約300億円。うち、下水道債の現在高は約141億円です。市の借金の中で下水道債の占める割合がいかに大きいか分かります。

何故こんなに大きな借金をしなければいけなかつたのでしょうか。国立市は昔から雨が降ると道路が水浸しになり下水道の整備はまちな大きな課題でした。

そういう中で、東京都の事業として、1971年、国立・立川・国分寺の3市での多摩川流域下水道北多摩2号処理区の建設事業の認可がおりりました。

その後、直径6〜8メートルの管路に雨水と汚水とを一緒に流す合流式への反対運動や幹線ルートの変更を求める市民運動があり、事業

が着手されたのは78年でした。

89年、国立市の公共下水道事業は完成しました。総事業費400億円、その大部分は借金（下水道債）による資金調達でした。

事業認可から40年、完成から22年経つた今でも、まだ141億円もの借金が残っています。加えて、下水道管の耐久年数は50年と言われており、古いものは既に30年以上経過しているために、間もなく改修工事計画を作らなければならない時期がやってきます。この改修事業にい

## 終・わ・ら・な・い・借・金

### 市財政を圧迫し続ける下水道債①

からかかるか、それに關してはまだ試算すらできていません。

つまり、国立市の下水道債は、合流式下水道であるがゆえに建設に莫大な費用がかかり、改修にも恐らく、莫大な費用がかかるという、終わらない借金なのです。

#### 市民の意見を聞いていけば

70年代、この事を予見した国立市民は合流式下水道に反対し、分流式を求める運動を展開しました。

当時その運動の中心にいて国立市議であつた井上スズさんは、99年3月、32年間の議員生活の最後の一般質問で国立の下水道事業の問題を取り上げ、以下のような主旨の提言をされました。

「かつて国立市民は未着工の段階の時に合流式のまずい面を指摘し、分流式での事業を求めた。当時、アメリカは合流式下水道をやめ、これを受けて建設省も合流式

から分流式への転換期であつた。だから北多摩2号幹線も合流式の計画を取り止め、雨水の保全のためにも将来の財政難を招かないためにも分流式に転換すべきだった。しかし、当時の都・市はこうした市民の意見に対し聞く耳を持たず、北多摩2号幹線は日本で最後の合流式下水道となつた。出雲市では合流式下水道を少しずつ分流式に直している。国立市も今からでも未来に禍根を残さないために分流式にするための調査研究を始めてはどうか――

もしも、70年代当時、都や市がスズさんたち市民の声を真摯に受け止めていたなら、また、99年のスズさんの提言にそつて調査・研究を進めていたならと思います。

今日の国立市の借金は今より軽減されていた筈です。

間違つてもこの借金のつけを下水道使用料の値上げでカバーしようとしてはいけません。

＊

他にも今知っておくべき話が多く、次号でご報告します。

# 9月議会\*主な議案と上村和子の賛否

## ①くにたち未来基金条例案について—「賛成」

ふるさと納税制度の活用です。税金でやるべき事業との仕分けを行い、例えばさくら通りや大学通りの並木道を守るためのマイ校の寄付を助けることや、兼松講堂を借りての国立音楽祭の開催など、寄付された方と国立の出会いが目に見えるかたちで活かされていくような、夢がひろがる呼びかけを要望し賛成しました。

## ②職員の休日に関する条例案について—「反対」

内容は、ボランティア休暇の新設で、東日本大震災の復興支援に派遣された職員の提案に基づき提案されました。

## ③補正予算案—「賛成」

福祉有償運送事業(400万円、内2分の1、東京都地域福祉推進事業補助金) 予算を含むものです。

番号	件名	議決結果	上村賛否
第40号案	くにたち未来基金条例案	原案可決	○※1
第41号案	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決	×※2
第45号案	国立市道における事故に関する和解について	原案可決	○
第47号案	平成23年度国立市一般会計補正予算(第5号)案	原案可決	○※3
第51号案	平成23年度国立市一般会計補正予算(第6号)案	原案可決	×
第52号案	国立市教育委員会委員の任命に伴う同意について	同意	同意※4

災害復興支援だけではなく、特養施設やしょうがいしゃ施設、パーソナルサポート、保育園へのボランティアも対象とし、年5日以内で認めるものです。

私は、右記のような活動参加は、研修や派遣という「仕事」として認めるべきであり、ボランティアはあくまで主体的に自由に楽しく行うもので、勤労奉仕の強制につながってはまずい、善意が利用されないためにも、少なくとも有給がきちんと保障された職場となった段階で良いのではないかと意見し反対しました。

福祉有償運送事業(400万円、内2分の1、東京都地域福祉推進事業補助金) 予算を含むものです。

長年、提案し続けようやく実現しました。市内の2つのNPO法人(高齢者向けとしょうがい者向け)に委託されます。

世田谷区では、サポートセンターもあり、移送を行ういくつかの団体が集まって活動をしています。

国立市ではこれから地域交通計画づくりが始まります。電車やバス、タクシーと共に、コミュニティバスや

## ④教育委員の任命—「同意」

国立市にある東京YMCA医療福祉専門学校の前校長である山口直樹さんが提案され、賛成16票(21票中)で同意されました。

## 佐藤市長の2件の訴訟に刺さった魚の骨

### 2件の訴訟

今議会、佐藤市長は繰り返し、「この2件の訴訟はまるでどに刺さった魚の骨のようにずーっととひっかかっている問題で、早く解決したい問題です」と口にしていきます。

2件の訴訟とは——

(1)上原公子元市長に対し、明和マンション裁判の判決確定により市が支払った約3100万円と利子の求償を求める裁判と、

(2)関口前市長に対し、住基ネットを切断了した結果必要となった住基ネットサポート委託料等とその利子約39万円を請求する裁判です。

ともに、関口前市長時代に起こされた住民訴訟で、どちらも一審判決で原告住民が勝訴し、関口前市長は控訴中でした。

私は事前に面談し、山口さんが長年、しょうがいを持つ子どもたちとそうでない子どもたちを一緒にして地域活動に関わってこられたことを評価し、保護者や市民や子どもたちの対話を大切にした教育委員活動を要望し賛成しました。

成で可決されました(私は反対)。

また、これにより、現市長が、前市長と前々市長を訴える裁判を同時に起こすという前代未聞の事態となるうとしています。

私は8日の一般質問で、この問題を三権分立の視点から取り上げ、税金を使って裁判する意味は何かを問う、行政の長なら、司法で決着させられるのではなく、政策で勝負すべきであると意見しました。



10月11～12日、福祉保険委員会の視察で茅野市を訪問。多くの市民が参加して作り上げた『みんな同じ空の下—第2次茅野市地域福祉計画(2010～17)』を学ぶことができました。

私を含め議員10名は、議会として、上原前々市長に対しての市の「求償権放棄」を議決し、裁判を終わらせるよう働きかけようとしています。

私は、明和マンション裁判判決の意義は、「大学通りは歴史的に景観への配慮が求められる重点地域である」ことが認定された点にあると考えます。これは佐藤市長にもこれからの歴代市長にも守っていかなくてはならないことです。

**ご案内**

**農業・医療・雇用等を壊す TPP 学習会**

環太平洋経済連携協定

- ▶ “開国”ではなく“壊国”!
- ▶ 暮らしが壊される!
- ▶ 食料自給率 40%から 10%台に!

TPP が私たちの暮らしにどのような影響をもたらすのか、一緒に考えましょう。どなたもご参加ください。

講師：山家悠紀夫さん  
(富士見台・暮らしと経済研究室主宰)

日時：12月3日(土) 昼1時半～

場所：公民館3階講座室(予定)

主催：国立のまちの問題を考える会